



「にぎわいのある水辺空間の創出」

令和3年9月28日

河川課



- 三重県において

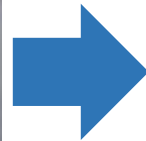
「にぎわいのある水辺空間」を
つくっていくのはどうしたら良いか？

- 1 これまでの水辺整備 … P4**
- 2 河川空間のオープン化 … P5~10**
～事例、イメージ、適用される条件～
- 3 にぎわい創出にむけた課題と取組 … P11~12**



人々の安全安心な生活を守るために、水害を軽減する河川整備が強く望まれ、堤防や防潮堤、水門等の整備を進めてきた結果、人々の生活が水辺から遠ざかってしまいました。

これまでの整備



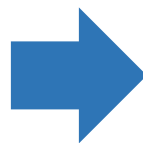
水辺の景観、
親水性を高める整備



平成9年の河川法改正により環境が河川管理の目的に加えられるなど、河川環境に対する関心の高まりにより、河川整備も堤防の親水性を高める整備や水辺の景観整備などを経て、全国的に賑わいを水辺空間に再生する動きが広がっています。

国土交通省では、豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとしての価値を有する河川敷地において、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適で「にぎわいのある水辺空間」の創出を進めています。

(事例) 水辺のオープンカフェ



河岸緑地(広島県 京橋川)

「河川空間のオープン化」とは

○河川敷地の占用:原則として公的主体(地方公共団体等)に限られている。(営業活動は不可)

+

○要望の高まり:河川空間を積極的に活用したい



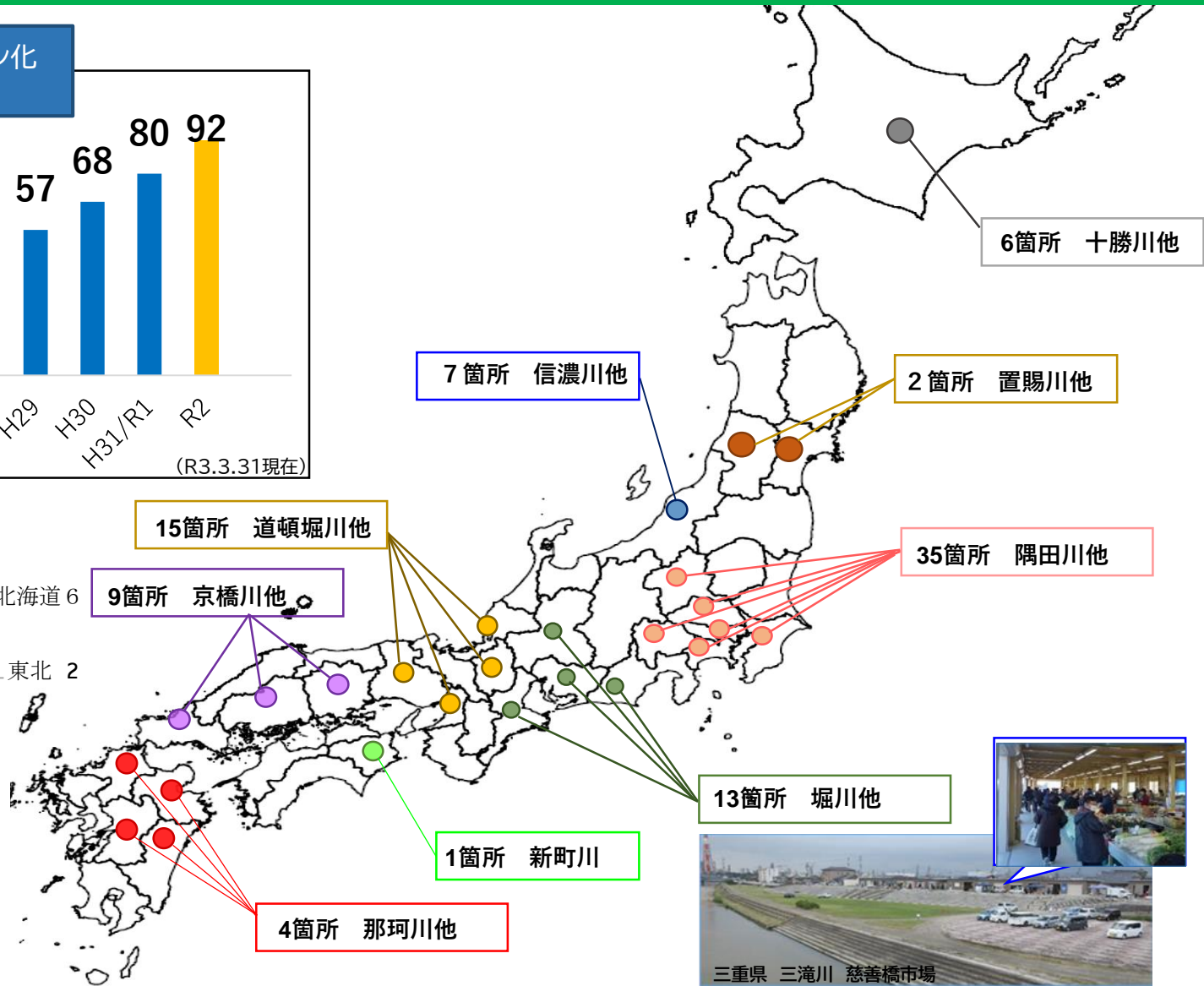
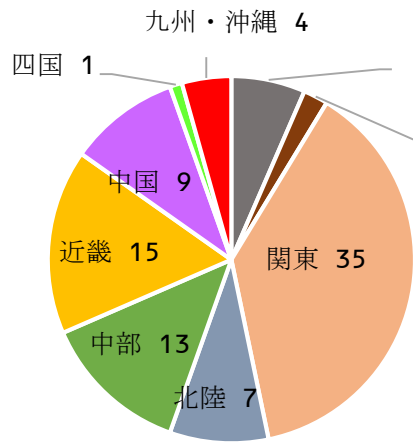
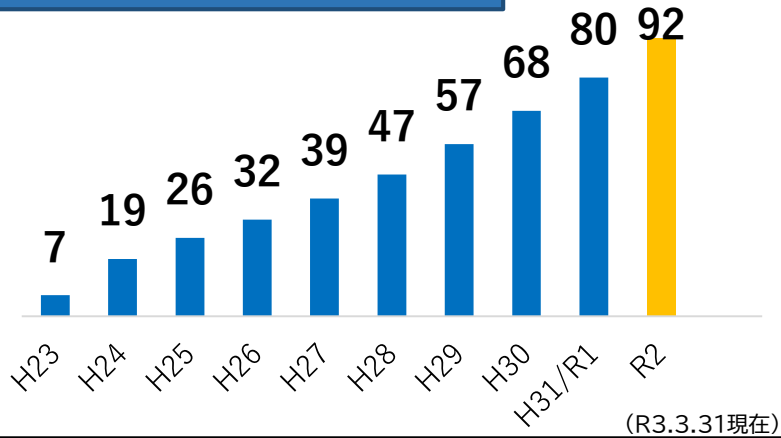
○平成23年度

河川敷地占用許可準則を改正:一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことが可能。



河川空間のオープン化事例（その1）

全国での河川空間のオープン化
活用実績数(累計)





地域の活性化



埼玉県 都幾川 キャンプ場



大阪府 土佐堀川 北浜テラス



埼玉県 荒川 バーベキュー場



東京都 隅田川 オープンカフェ

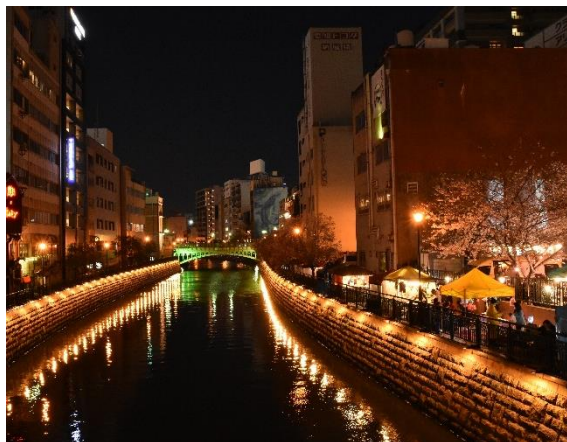




イベント利用



愛知県 堀川 500人大合唱



愛知県 堀川 なやばし夜市



愛知県 堀川 ゴンドラウェディング



福井県 足羽川 カヌー体験会

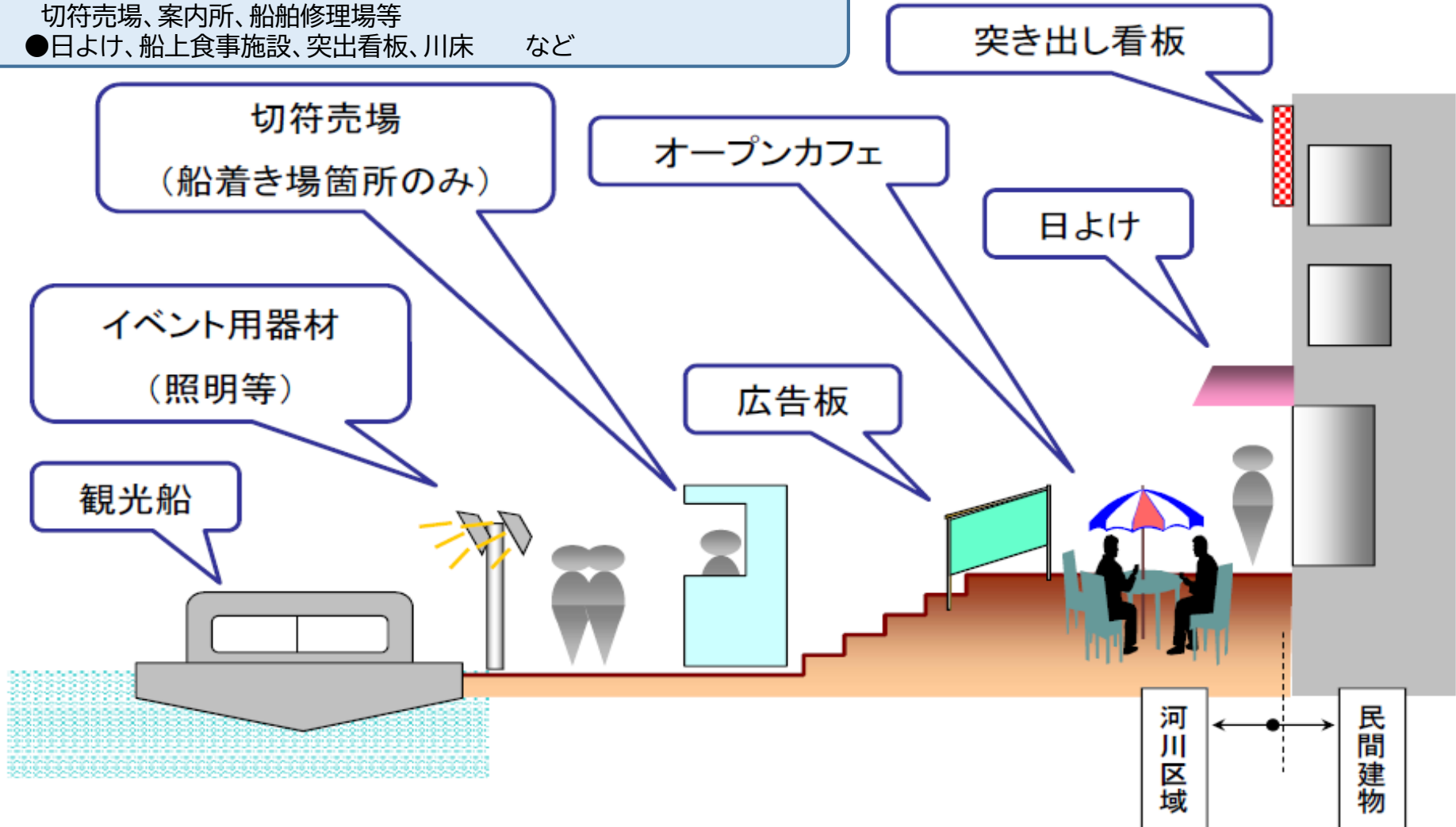


愛知県 乙川 イベント空間
愛知県 乙川 サップフェスティバル



占有許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、
広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、
切符売場、案内所、船舶修理場等
- 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 など





➤ 地域の合意が図られていること。

協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

- 区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)
- 占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)
- 占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

➤ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。

- 治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

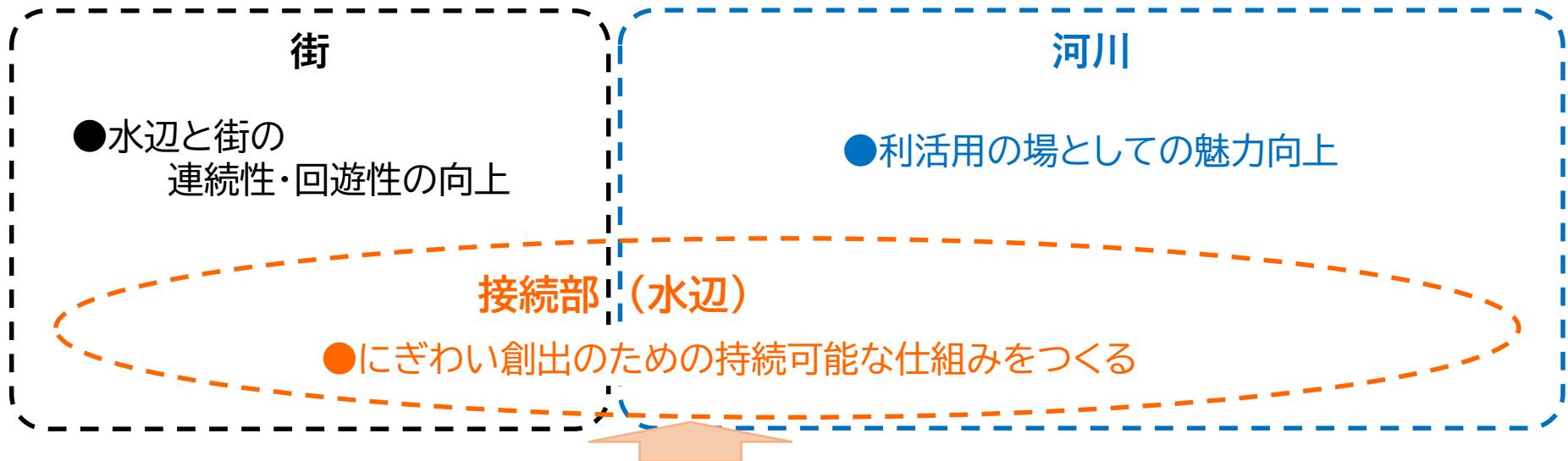


課題

- 豊かな自然に囲まれており観光資源としての水辺の活用が可能であるが、今まで積極的に検討された事例が少ない。
- 地域の活性化等のため民間企業の自由なアイデアの活用や民間資本の参入が必要。

取組

（オープン化事例からみた3つの取組）



にぎわいの担い手・経済活動を誘導する必要あり



県内の主な河川の状況



五十鈴川(伊勢市)



伊勢路川(南伊勢町)



大内山川(大紀町)



三滝川(四日市市)



大文川(熊野市)



銚子川(紀北町)